

申 込 書

裏面の「お申込みに際しての確認事項」を了承し、以下の条件にて人材紹介を申込みます。

■太枠内をご記入ください。

申 込 日	
フ リ ガ ナ	
会 社 名	印
フ リ ガ ナ	
所 在 地	
郵便番号	〒 -
T E L	() -
F A X	() -
責任者の役職名	
フ リ ガ ナ	
責 任 者	印
担当者の所属部署	
フ リ ガ ナ	
担 当 者	印

■取引条件

支 払 規 程	(有・無) 毎月 日 〆 月 日払い
請 求 方 法	納品日毎・月一括
	その他()
支 払 方 法	振込
	その他()
特記事項：請求書の送付先が右記と異なるなど、特記事項があればご記入ください。	

1. 応募者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価として左記コンサルティングフィーに消費税を加算した金額を支払います。
2. コンサルティングフィーを料率で算出する場合は、下記理論年収に基づいて算出します。
※初年度理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」
（但し、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を
※1年間とみなして換算した額を初年度理論年収とする）
紹介手数料が80万円（消費税及び地方消費税を除く）を下回る場合は、一律80万円
（消費税及び地方消費税を除く）とします。

※月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当」
3. 申込者と請求先が異なる場合、コンサルティングフィー等の支払責任は請求先が負い、
申込者はこれを連帯して保証するものとします。
4. 応募者が入社後、明らかに応募者の責による解雇、または自己都合による退職をした場合、
支払ったコンサルティングフィーの内、下記金額を返還ください。

3ヶ月未満……………コンサルティングフィーの30%

企画名	料金(1人採用ごとの料金)
ご紹介手数料	理論年収×35%

お申し込みに際しての確認事項

1. 紹介の依頼について

申込者は、本申込有効期間中、株式会社ストレッチ（以下「ストレッチ」という）に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下、総称して「求人条件」という。）ごとに、求人条件を明示する文書（以下、「求人票」という）を書面、又は電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼します。

2. 紹介の内容について

ストレッチは、求人条件に適合可能性がある人材（以下、「候補者」という）のうち、申込者に応募する意思があり、かつ、申込者の社風等求人条件以外の条件を加味してストレッチが人材を、申込者に対して紹介します（以下、申込者に紹介した人材を「応募者」という）。

3. 採用選考について

（1）申込者は、ストレッチが第2項により紹介した応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、申込者の責任において当該応募者を労働者として採用します。この際、ストレッチは申込者に採用選考について適宜必要なアドバイスをし、その他の支援を行います。
（2）申込者は（1）に基づき応募者の採用を決定した場合、ストレッチに対して、採用を決定した事実を確認する書面（「内定確認書」という）またはこれにかわる文書を交付します。

4. 申込者の義務について

（1）申込者は、本申込有効期間中及び有効期間終了後も、ストレッチに対して通知をすることなく、応募者と直接連絡をとり、又は応募者を採用しません。
（2）申込者は、ストレッチが紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちにストレッチにその旨を通知します。また、申込者はストレッチが応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段より応募があった場合には、ストレッチの紹介による応募を優先して取り扱いします。

5. 労働条件の確認について

申込者は、第3項（1）に基づき応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を申込者の責任において交付し、申込者及び当該応募者との間で雇用契約を締結します。

6. 差別的取り扱いの禁止について

申込者は、第3項（1）に定める採用選考の際、ストレッチが紹介した応募者を年齢、性別その他属性により差別的に取り扱いません。

7. 応募者の併願について

申込者は、ストレッチから紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認します。

8. 応募書類の作成責任について

申込者は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認します。

9. 個人情報の取り扱いについて

（1）ストレッチは、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を申込者に対して開示・提供します。ただし、ストレッチは、求人条件になんら関連のない、応募者の病歴、併願状況などの個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、申込者に対して開示・提供しません。
（2）申込者は、（1）に基づきストレッチより提供された応募者（採用に至らなかった者も含む。）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、本申込有効期間中及び有効期間終了後も、採用選考に直接関与する部門の申込者の役職員以外の第三者に開示又は漏洩しません。
（3）申込者は、応募者の採用選考業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨ストレッチに通知します。この場合、申込者は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせます。

10. 求人条件等の開示・公開について

申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、申込者が求人票に記載した求人条件及び一般的に公開されている申込者の企業情報を、ストレッチが候補者を募集するためにストレッチが運営又は提供するインターネットWebサイト等において開示・公開することに同意します。

11. 候補者への開示・提供について

ストレッチは、申込者の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができます。

①求人票のほか、申込者から提供された情報

②ストレッチが独自に収集した情報

ただし、申込者が提供する情報のうち、申込者が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではありません。

12. 業務提携先への情報開示について

ストレッチは、ストレッチと業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、申込者より入手した情報を開示・提供する場合があります。その際にはストレッチの責任のものと、当該人材紹介会社がストレッチと同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督します。

13. 守秘義務について

（1）申込者及びストレッチは、相手方から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報（以下、「機密情報」という）を、本申込有効期間中及び有効期間終了後も、第三者に開示又は漏洩しません。ただし、管轄官庁又は法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

（2）個人情報を除き、（1）にかかわらず次のいずれかに該当するものは機密情報にあたりません。

①受領時に、既に公知であったもの

②開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの

③開示の時、受領者が既に保有していたもの

④第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

⑤機密情報を使用することなくストレッチが独自に開発したもの

14. 有効期間について

本申込書の有効期間は申込日より1年間とします。ただし、追加申込の有効期間は新規・継続の申込日より1年間とします。

15. 解除について

申込者及びストレッチは、相手方が本申込に違反した場合や本申込を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本申込有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本申込を解除することができます。

※法規や公序良俗、ストレッチの取引基準に反する場合など、ストレッチが妥当でないと判断した場合にはお申込みをお受けできない場合がございます。